

外務省の基本見解（1972 年）	尖閣問題 Q&A（2010 年）	日本共産党見解（2010 年 10 月 4 日）	中国側見解（法院論文&鐘巖論文）（注 1）
	Q1 尖閣諸島についての日本政府の基本的な立場はどのようなものですか。 A1 尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しません。	尖閣諸島の存在は、古くから日本にも中国にも知られており、中国の明代や清代の文献に登場する。当時、琉球は中国との間で朝貢貿易をおこなっており、中国の使節である冊封使が琉球国王の代替わりにさいして往来した。琉球と中国大陸の福州とを結ぶ航路のほぼ中間に位置する尖閣諸島は、海路の目標とされていた。しかし、中国側の文献にも、中国の住民が歴史的に尖閣諸島に居住していたことを示す記録はなく、明代や清代に中国が国家として領有を主張していたことを明らかにできるような記録も出ていない。 一方、日本側にも、この時期について日本の領有を示すような歴史的文献は存在しない。近代にいたるまで尖閣諸島は、いずれの国の領有にも属せず、いずれの国の支配も及んでいない、国	中国の資料の記載によれば、釣魚島を最も早く発見したのは明朝が琉球に派遣した冊封使節である楊載である。 1372 年、明朝冊封使節である楊載は命を奉じて琉球に向かったが、釣魚島は楊載が経由する航行途上に位置し、楊載の船舶は釣魚島に停留し、この島を第一の足場とした。中国は、明代から釣魚島に対して有効な管轄を実施したのである。明代の歴史文献には、中国の過去の政府が釣魚島に対して軍事上の防衛守備を行ったという記載がある。このことは、中国の過去の政府が早くも当時において軍事手段により釣魚島に対する管轄を行っていたことを説明するものである。 中国側がこれらの歴史的な証拠を提出する目的は、中国人が釣魚島を最も早く発見しかつ管轄したことを証明す

		際法でいうところの「無主の地」であった。	るためである。この証拠は、国際法上意義がある ことで、中国の昔の人が釣魚島という無人の荒れた島を先占し、かつ、当該島の所有権を取得し、したがって、中国側が依然としてこの島に対する所有権を持っていることを説明するものである。 中国の釣魚島に対する占有は合法的な占有である。(上記の歴史的証拠に基づき) 中国による釣魚島占有は占有意思を備えていただけではなく、占有行為をも具備していた。中国の占有意思とは、中国が明確に釣魚島を自国の領土の一部とするという意思を指す。このことは、中国の明代及び清代の史料から見る事ができる。中国はまた占有行為も備えていた。中国の昔の漁民は釣魚島を滞在地としていたし、清代においては釣魚島を薬草採取の基地などにしていた。これらの史料は、中国が釣魚島を有効に開発し、利用していたことを説明する。したがって、中国の釣魚島に対する占有及び支配は合
--	--	-----------------------------	---

		先占の法理は、特定の条約に明文化されているものではなくて、近代を通じての主権国家の慣行や国際裁判所（国際仲裁裁判や国際司法裁判所など）の判例の積み重ねによって国際慣習法として確立してきたものである。その核心として、領有が国際的に認められるには「主権の継続的で平和的な発現」が基本的な要件となる。「平和的な発現」とは、領有にたいして歴史的に異議がとなえられてこなかったことを指す。先占については通例、(1)占有の対象が無主の地であること、(2)国家による領有の意思表示、(3)国家による	法的でありかつ有効である。近代において日本の不法行為によって事実上釣魚島に対する占有及び支配を喪失したが、このことは中国が当該島を放棄したことを意味するものではなく、日本が釣魚島を取得したということを意味するものでもない。 （以上法院論文） 法院論文は、先占が領土取得の国際法上の方法の一つであることを承認する。先占の対象はいかなる国家にも属さない土地、即ち「無主地」であること、「それ以外の要件としては、単なる発見や象徴的な占有だけではなく、必ず有効でなければならない、その意味からいえば、確実に占領する意思があり、国家の領土機能の現実的な顕示と行使を伴わなければならない」とする。つまり、「先占」の構成要件とは「領有意思」及び「領有行為」であり、近代における先占は領有行為が必ず有効なものであることを要求する、と明確に指
--	--	---	---

		実効的な支配——この三つが国際法上の条件としてあげられる。また、関係国への領有の通告 は、あらかじめ取り決めなどがある場合を除いて、国際法上、一般には義務とはされていない。尖閣諸島にたいする日本の領有は、このいずれの条件も満たして おり、国際法上、まったく正当なものである。 一方、領土紛争においては、相手国による占有の事実を知りながらこれに抗議などの反対の意思表示をしなかった場合には、相手国の領有を黙認したと みなされるという法理も、国際裁判所の判例などを通じて、確立してきている。この法理にもとづいて、1895 年の日本の領有宣言以来、中国側が 75 年間に わたって一度も抗議をおこなっていないことは、日本の領有が国際法上、正当なものである決定的な論拠の一つとなる。 このように、尖閣諸島にたいする日本の領有権は、歴史的にも国際法上も明確な根拠があり、中国側の主張には	摘する。
--	--	---	-------------

尖閣諸島は、1885 年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895 年 1 月 14 日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土に編入することとしたものです。	Q2 尖閣諸島に対する日本政府の領有権の根拠は何ですか。 A2 1. 尖閣諸島は、1885 年から日本政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行い、単に尖閣諸島が無人島であるだけでなく、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、1895 年 1 月 14 日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って、正式に日本の領土に編入しました。この行為は、国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方に合致しています（先占の法理）。	正当性がない。 「無主の地」の尖閣諸島を 1884 年（明治 17 年）に探検したのは日本人古賀辰四郎だった。古賀氏は翌 85 年に同島の貸与願いを申請した。同島でアホウドリの羽毛の採取などが試みられ、周辺の海域で漁業をおこなう漁民の数も増えるなか、沖縄県知事は実地調査をおこなうこととし、尖閣諸島が日本の領土であることを示す国標を建てるべきかどうかについて、政府に上申書を提出する。政府内での検討の結果は、国標を建てて開拓にあたるのは他日の機会に譲る、というものだった（『日本外交文書』第二三巻）。 日本政府はその後、沖縄県などを通じてたびたび現地調査をおこなったうえで、1895 年 1 月 14 日の閣議決定によって尖閣諸島を日本領に編入した。	鐘巖論文は、①1885 年当時に沖縄県令が尖閣諸島の調査を行ったことに基づいて、山県有朋内務大臣が日本の標識を立てようと主張したのに対し、外務大臣（井上馨）が同年 10 月 21 日に山県に対して、「詳細な調査に基づいて熟慮するに、これらの島嶼は清国国境に接しており、...とりわけ清国がこれらの島に名前をつけており、最近の清国側報道においては、我が政府が台湾付近の清国所属の島嶼を占拠しようとしている噂について報道し、我が国に対して猜疑心を抱いており、かつ、しばしば清国政府の注目を引き起こしている。このようなときに標識を立てるとすれば、必ずや清国の疑いと忌避を招くであろうから、...他日を待って機会を見て行うことが適当であろう。」と
---	--	--	--

		歴史的には、この措置が尖閣諸島にたいする最初の領有行為である。これは、「無主の地」を領有の意思をもって占有する「先占」にあたり、国際法で正当と認められている領土取得の権原のひとつである。 中国側は、尖閣諸島の領有権を主張しているが、その最大の問題点は、中国が 1895 年から 1970 年までの 75 年間に、一度も日本の領有に対して異議も抗議もおこなっていないという事実である。 尖閣諸島に関する中国側の主張の中心点は、同諸島は台湾に付属する島嶼（とうしょ）として中国固有の領土であり、日清戦争に乗じて日本が不当に奪ったものだ、という点にある。 日清戦争（1894～95 年）で日本は、台湾とその付属島嶼、澎湖（ほうこ）列島などを中国から不当に割譲させ、中国への侵略の一步をすすめた。しか	述べたこと、②同年 11 月に沖縄県令が標識建立について内務大臣に指示を仰いだのに対して、翌日に、内務大臣及び外務大臣が連名で「当面、標識を立てるべきではない」という命令を出したという日本側文献の記載を示した上で、「明らかに、当時の日本帝国は軍拡と戦争準備を行い、機会を窺って朝鮮を侵略併合しようとしており、最終的には清政府と雌雄を決しようとしていたが、過早に『打草驚蛇』（「軽率なため計画・策略が漏れて、先手を打たれるようなことになる」の意）となることを望まなかった」と指摘 （浅井注：このくだりは、当時の日本側も、尖閣諸島が無主の土地であるという認識ではなかったことが明らかだという趣旨で書かれている。） 鐘敵論文はさらに、1893 年（日清戦争の 1 年前）に沖縄県知事が釣魚島などを沖縄県の範囲内に取り込もうと要求したが、内務大臣及び外務大臣は 1 年伸ばしし、日清戦争の年になっても、
--	--	--	--

		し、尖閣諸島は、日本が不当に奪取した中国の領域には入っていない。 この問題では、台湾・澎湖の割譲を取り決めた日清講和条約（下関条約）の交渉過程、とりわけ、割譲範囲を規定した同条約第二条の「二、台湾全島およびその付属諸島嶼」のなかに尖閣諸島が含まれていたのかどうか、重要な論点となる。 第一に、経過の点で、日本が尖閣諸島の領有を宣言したのは 1895 年 1 月 14 日であり、台湾・澎湖の割譲を取り決めた講和条約の交渉が開始される同年 3 月 20 日より 2 カ月ほど前のことである。 第二に、下関条約は、割譲範囲について第二条で、「台湾全島及其ノ附屬諸島嶼」、「澎湖列島即英國『グリーンウィチ』東經百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼」と規定しており、尖閣諸島については一切言及してない。 第三に、下関条約を締結する交渉の	日本としては勝利の確信がなかったために、「島外の島が帝国に所属するかなお不明確」として拒絶した、と指摘。 その上で鐘巖論文は、「1894 年 11 月末になって日本が旅順口を占領し、清の北洋艦隊を威海衛内に封鎖してはじめて、明治政府は対清戦争に対する勝利を確信し、中国が台湾を割譲することを講和条件とするとともに、中国側に通報しない状況のもとで釣魚列島を秘密裏に盗み取った」と述べる。その具体的内容としては、①同年 12 月 27 日、内務大臣が外務大臣（陸奥宗光）に秘密の書簡を送って標識を立てることについて再議を求め、外務省は異議を唱えず、「予定計画通りに適当に処理されたい」としたこと、②その結果、1895 年 1 月 14 日に日本政府は戦争終了を待たずに、閣議決定を行って釣魚列島を沖縄に帰属させ、標識を立てたこと、③同年 4 月 17 日には下関条約（馬関条約）を締結して、中国に台湾及び周囲の島嶼を割譲させたこと、④こう
--	--	--	---

		過程で、中国側の代表は台湾とその付属島嶼や澎湖列島の割譲要求にたいしては強く抗議したが、尖閣諸島についてはなんら触れなかった。かりに中国側が尖閣諸島を自国領土だと認識していたならば、尖閣諸島の「割譲」も同じように強く抗議したはずだが、そうした事実はない。それは、公開されている交渉議事録から疑問の余地がない。 第四に、1895年4月17日に下関条約が締結されたのちの同年6月2日、「台湾受け渡しに関する公文」に署名する際、台湾の付属島嶼とは何かが問題になったときに、日本側代表は、台湾の付属島嶼は、それまでに発行された地図や海図で公認されていて明確だとのべ、中国側はそれを了解している。当時までに日本で発行された台湾に関する地図や海図では、例外なく台湾の範囲を、台湾の北東56キロメートルにある彭佳嶼（ほうかしょ）までとしており、それよりさらに遠方にある尖閣	して、日本が戦争（第二次世界大戦）に投降するまでの50年間、釣魚島などの台湾周辺の島嶼も長期にわたって日本の覇権的占領下にあったこと、を挙げる。 鐘巖論文は、以上の史実関係（浅井注：以上の史実に関する記述は、鐘巖論文は明示していないが、井上清論文に基づいていることは明らかと思われる。）に基づき、釣魚島は明朝時代からは「無主地」ではなく、中国明朝政府が海上防衛区として統治権を確立していたこと、これらの島嶼は環境が劣悪であり、長期にわたって居住するものはいなかったが、無人島であるということは無主島であるということではないこと、ましてやこれらの島嶼は最初に中国によって命名されて、歴史の版図に編入されたものであり、つまり、中国が最初に発見し、記載し、利用し、管轄し及び防衛してきたものであることを強調。 また、日本については、「日清戦争以
--	--	---	--

		諸島は含まれていない。尖閣諸島は、台湾の付属島嶼ではないことを、当時、中国側は了解していたのである。いま、中国側は、尖閣諸島が台湾付属の島嶼であり、日本によって強奪されたと主張しているが、それが成り立たないことは、この歴史的事実を見れば明らかである。 中国側の立場を擁護する主張の中には、日清戦争で敗戦国となった清国には、尖閣諸島のような絶海の小島を問題にするゆとりがなかった、とする見解もある。しかし、国際法上の抗議は、戦争の帰趨（きすう）とは無関係にいつでもできるものである。もし、尖閣諸島が台湾に属すると認識していたのなら、講和条約の交渉過程でも、またその後でも、抗議できたはずである。 このように、日本による尖閣諸島の領有は、日清戦争による台湾・澎湖列島の割譲という侵略主義、領土拡張主義とは性格がまったく異なる、正当な行為であった。	前の 10 年間、以上の事実を知悉していたわけで、釣魚島に対しては「先占」ではなく、あとになってかすめ取ったものである」とする。なぜならば、「日本が 1895 年にこれらの島嶼を沖縄県に帰属させかつ標識を立てたのは、秘密の状況下でひそかに行ったものであり、事後においても世界に対して宣言していない。明治 29 年（1896 年）3 月 5 日の伊藤博文首相による「沖縄県郡組織令」においても釣魚島または「尖閣列島」とは一字も触れていない。」からだとする。
--	--	--	--

同諸島は爾来歴史的に一貫してわが国の領土たる南西諸島の一部を構成しており、1895年5月発効の下関条約第2条に基づきわが国が清国より割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれていません。	2. 同諸島は、それ以来、歴史的に一貫して日本の領土である南西諸島の一部を構成しています。なお、尖閣諸島は、1895年5月発効の下関条約第2条に基づき、日本が清国から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれません。		中国が釣魚島に対する所有権を抛棄または放棄したなどということはない。戦争期間中、日本がわが国領土に対して行った占領行為そのものが国際法上は違法であり、釣魚島所有権の取得理由とすることはできない。1943年12月11日に中米英三国は、カイロ宣言で、日本の不法占領地に関して明確な規定を置き、「同盟國ハ自國ノ爲ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ス又領土擴張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス 同盟國ノ目的ハ日本國ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本國カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ滿洲、臺灣及澎湖島ノ如キ日本國カ清國人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ ...」としている。 1945年7月26日に発表された中米英3国が署名したポツダム宣言第8項は、「「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラ
--	---	--	---

従って、サン・フランシスコ平和条約においても、尖閣諸島は、同条約第 2 条に基づきわが国が放棄した領土のうちには含まれず、第 3 条に基づき南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれ、1971 年 6 月 17 日署名	また、サンフランシスコ平和条約においても、尖閣諸島は、同条約第 2 条に基づいて日本が放棄した領土には含まれていません。尖閣諸島は、同条約第 3 条に基づいて、南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置か	1945 年の日本の敗戦により、日本が中国から奪った台湾などの地域は、連合国のカイロ宣言（1943 年 11 月）やポツダム宣言（1945 年 7 月）にもとづいて、中国への返還が決められ、実行された。このなかには、尖閣諸島は	ルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」と強調しており、...日本国には決定権がないということを明確に定めている（浅井注：論文はまた、1972 年の日中共同宣言においても、日本自らがポツダム宣言第 8 項の立場を堅持することを明らかにしていると指摘）。 これらの国際文書の規定に照らしてみても、中国政府は、日本が釣魚島に対していかなる権益も有しないと考え理由があり、かつ、日本が引き続きこれらの島嶼を占有することは国際法の基本原則に違反するものである。 （以上、法院論文） 中国政府は、第二次世界大戦後にアメリカが釣魚島などの島嶼に対して「施政権」を有すると一方的に宣言したことは不法であると、従来から認識してきた。早くも 1950 年 6 月、当時の周恩来外交部長は、アメリカの行動を
--	---	--	---

の琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（沖縄返還協定）によりわが国に施政権が返還された地域の中に含まれていません。以上の事実、わが国の領土としての尖閣諸島の地位を何よりも明瞭に示すものです。	れ、1971年の沖縄返還協定（「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」）によって日本に施政権が返還された地域に含まれています。	含まれていない。 尖閣諸島は、沖縄の一部として、アメリカの軍事支配下におかれることになった。1951年9月に調印されたサンフランシスコ平和条約によって、尖閣諸島を含む「北緯二九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）」などは米軍の施政下に置かれ、米国は、一定の地代を支払うことと引き換えに、尖閣諸島の大正島と久場島を米軍射撃場として使ってきた。施政権は奪われていたとはいえ、尖閣諸島にたいする主権は日本にあった。日米の間で1971年6月に調印された沖縄返還協定が1972年5月15日に発効したことに伴って、尖閣諸島の施政権は日本に返還され、今日にいたっている。	強烈に非難し、中国人民は台湾及びすべての中国の領土を回復する決意であると声明した。サン・フランシスコ平和条約は、1951年9月8日、中国を排除する状況のもとで勝手に行われた単独対日講和条約だった。同年9月18日、周恩来外交部長は、中国政府を代表して、このいわゆる平和条約は中国の参加、制定及び署名のないものであり、したがって不法であり、無効である。中国は絶対に受け入れない。中国は異議がないなどどうして言えようか、と宣言した。 日本政府はまたしばしば、1971年6月17日に署名した日米の沖縄返還協定の中に「尖閣列島」が含まれることを提起し、このことをもって国際法上日本が釣魚島の主権を有するという主要な根拠にしようとしている。しかし、この点については、アメリカ政府でさえ今日に至るまで承認しておらず（注2）、ましてや中国の領土がどうして日米両国の協議で決定されることなどで
---	---	---	---

	Q3 日本は尖閣諸島を有効に支配しているとのことですが、具体例を教えてください。 A3 1. 明治 17 年（1884 年）頃から尖閣諸島で漁業等に従事していた沖縄県在住の民間人から国有地借用願が出され、明治 29 年（1896 年）に明治政府はこれを許可しました。この民間人は、この政府の許可に基づいて尖閣諸島に移民を送り、鳥毛の採集、鰹節の製造、珊瑚の採集、牧畜、缶詰製造、燐鉱鳥糞の採掘等の事業を経営しました。このように明治政府が尖閣諸島の利用について個人に許可を与え、許可を受けた者がこれに基づいて同諸島において公然と事業活動を行うことができたという事実は、同諸島に対する日本の有	日本政府は、尖閣諸島を沖縄県八重山郡に編入したあとの 1896 年 9 月、以前から貸与を願い出していた古賀辰四郎氏に 4 島（魚釣、久場、南小島、北小島）の 30 年間の無料貸与の許可を与えた。古賀氏は尖閣諸島の開拓に着手し、貯水施設、船着き場、栈橋などの建設をすすめ、アホウドリの羽毛の採取や鳥ふんの採掘などを主な事業にして「古賀村」が生まれた。これが尖閣諸島における最初の居住である。大正期に入ってからのはかつお節の製造や海鳥のはく製製造がおもにおこなわれた。最盛期には漁夫やはく製づくりの職人など	きょうか。戦後の領土帰属問題については、日本は 1945 年に受け入れたポツダム宣言及びカイロ宣言を厳格に遵守するしかない。 （以上、鐘巖論文）
--	---	---	--

	効な支配を示すものです。 また、第二次世界大戦前において、国又は沖縄県による尖閣諸島の現地調査等が行われていました。 2. 第二次世界大戦後、尖閣諸島はサンフランシスコ平和条約第3条によって、南西諸島の一部として、米国の施政権下に置かれたため、その後昭和47年（1972年）5月15日に、尖閣諸島を含む沖縄の施政権が日本に返還されるまでは、日本が尖閣諸島に対して直接支配を及ぼすことはできませんでした。しかし、その間においても、尖閣諸島が日本の領土であって、サンフランシスコ平和条約によって米国が施政権の行使を認められていたことを除いては、いかなる第三国もこれに対して権利を有しないという同諸島の法的地位は、琉球列島米国民政府及び琉球政府による有効な支配を通じて確保されていました。 3. さらに、尖閣諸島を含む沖縄の施政権が日本に返還された後について、幾	200人近い人びとが居住していた。 1919年には、中国福建省の漁民が魚釣島付近で遭難し、同島に避難した31人を住民が救助し、全員を中国に送還した。この救援活動にたいし、中華民国の長崎駐在領事から、1920年5月20日に感謝状（写真）が届けられた。感謝状のなかには、尖閣諸島がはっきりと日本の領土として記述されていた。 このように、尖閣諸島にたいしては、第2次世界大戦まで中断することなく日本の実効支配がおこなわれてきた。	
--	--	--	--

なお、従来中華人民共和国政府及び	つかの例を挙げれば以下のとおりです。 (1) 警備・取締りの実施（例：領海内で違法操業を行う外国漁船の取締り。）。 (2) 土地所有者による固定資産税の納付（民有地である魚釣島(Uotsuri Is.), 久場島(Kuba Is.)等）。 (3) 国有地としての管理（国有地である大正島(Taisyō Is.)等）。 (4) 政府及び沖縄県による調査等（例：沖縄開発庁による利用開発調査（仮設ヘリポートの設置等）（1979年），環境庁によるアホウドリ調査の委託（1994年），沖縄県による漁場調査（1981年）。）。 Q4 中国（・台湾）による尖閣諸島の領有権に関する主張に対して，日本政府はどのような見解を有していますか。 A4 1. 従来，中国政府及び台湾当局がいわ		（以下、再掲）
-------------------------	--	--	----------------

台湾当局がいわゆる歴史的、地理的な いし地質的根拠等として挙げている諸 点はいずれも尖閣諸島に対する中国の 領有権の主張を裏付けるに足る国際法 上有効な論拠とはいえません。	ゆる歴史的，地理的乃至地質的根拠等 として挙げている諸点は，いずれも尖 閣諸島に対する中国の領有権の主張を 裏付けるに足る国際法上有効な論拠と は言えません。		中国の資料の記載によれば、釣魚島 を最も早く発見したのは明朝が琉球に 派遣した冊封使節である楊載である。 1372 年、明朝冊封使節である楊載は命 を奉じて琉球に向かったが、釣魚島は 楊載が経由する航行途上に位置し、楊 載の船舶は釣魚島に停留し、この島を 第一の足場とした。中国は、明代から 釣魚島に対して有効な管轄を実施した のである。明代の歴史文献には、中国 の過去の政府が釣魚島に対して軍事上 の防衛守備を行ったという記載があ る。このことは、中国の過去の政府が 早くも当時において軍事手段により釣 魚島に対する管轄を行っていたことを 説明するものである。 中国側がこれらの歴史的な証拠を提 出する目的は、中国人が釣魚島を最も 早く発見しかつ管轄したことを証明す るためである。この証拠は、国際法上 意義がある ことで、中国の昔の人が釣 魚島という無人の荒れた島を先占し、 かつ、当該島の所有権を取得し、した
---	--	--	---

			がって、中国側が依然としてこの島に対する所有権を持っていることを説明するものである。 中国の釣魚島に対する占有は合法的な占有である。(上記の歴史的証拠に基づき) 中国による釣魚島占有は占有意思を備えていただけではなく、占有行為をも具備していた。中国の占有意思とは、中国が明確に釣魚島を自国の領土の一部とするという意思を指す。このことは、中国の明代及び清代の史料から見る事ができる。中国はまた占有行為も備えていた。中国の昔の漁民は釣魚島を滞在地としていたし、清代においては釣魚島を薬草採取の基地などにしていた。これらの史料は、中国が釣魚島を有効に開発し、利用していたことを説明する。したがって、中国の釣魚島に対する占有及び支配は合法的でありかつ有効である。近代において日本の不法行為によって事実上釣魚島に対する占有及び支配を喪失したが、このことは中国が当該島を放棄し
--	--	--	--

なお、中国が尖閣諸島を台湾の一部と考えていなかったことは、サン・フランシスコ平和条約第 3 条に基づき米国の施政下に置かれた地域に同諸島が含まれている事実に対し従来何等異議を唱えなかったことから明らかであり、中華人民共和国政府の場合も台湾当局の場合も 1970 年後半東シナ海大陸棚の石油開発の動きが表面化するに及びはじめて尖閣諸島の領有権を問題とするに至ったものです。	2. 日本の領土たる尖閣諸島の領有権について、中国政府及び台湾当局が独自の主張を始めたのは、1970 年代以降です。それ以前には、サンフランシスコ平和条約第 3 条に基づいて米国の施政権下に置かれた地域に尖閣諸島が含まれている事実に対しても、何ら異議を唱えていません。	中国、台湾が尖閣諸島の領有権を主張しはじめたのは 1970 年代に入ってからである。台湾は 1970 年に尖閣諸島の領有を初めて主張し、71 年に入って主権声明を出した。中国政府は、1971 年 12 月 30 日の外交部声明で領有権を公式に主張した。尖閣諸島のある東シナ海から黄海について、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）は、1969 年 5 月に公刊した報告書で、石油天然ガスの海底資源が豊かに存在する可能性を指摘していた。	たことを意味するものではなく、日本が釣魚島を取得したということ意味するものでもない。（以上法院論文） （以下、再掲） 中国政府は、第二次世界大戦後にアメリカが釣魚島などの島嶼に対して「施政権」を有すると一方的に宣言したことは不法であると、従来から認識してきた。早くも 1950 年 6 月、当時の周恩来外交部長は、アメリカの行動を強烈に非難し、中国人民は台湾及びすべての中国の領土を回復する決意であると声明した。サン・フランシスコ平和条約は、1951 年 9 月 8 日、中国を排除する状況のもとで勝手に行われた単独対日講和条約だった。同年 9 月 18 日、周恩来外交部長は、中国政府を代表して、このいわゆる平和条約は中国の参加、制定及び署名のないものであり、したがって不法であり、無効である。中国は絶対に受け入れない。中国は異議がないなどとどうして言えようか、
--	---	--	---

			と宣言した。 日本政府はまたしばしば、1971 年 6 月 17 日に署名した日米の沖縄返還協定の中に「尖閣列島」が含まれることを提起し、このことをもって国際法上日本が釣魚島の主権を有するという主要な根拠にしようとしている。しかし、この点については、アメリカ政府でさえ今日に至るまで承認しておらず、ましてや中国の領土がどうして日米両国の協議で決定されることなどできようか。戦後の領土帰属問題については、日本は 1945 年に受け入れたポツダム宣言及びカイロ宣言を厳格に遵守するしかない。 (以上、鐘巖論文)
	3. なお、1920 年 5 月に、当時の中華民國駐長崎領事から福建省の漁民が尖閣諸島に遭難した件について発出された感謝状においては、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」との記載が見られます。	(以下、再掲) 1919 年には、中国福建省の漁民が魚釣島付近で遭難し、同島に避難した 31 人を住民が救助し、全員を中国に送還した。この救援活動にたいし、中華民國の長崎駐在領事から、1920 年 5 月 20 日に感謝状(写真)が届けられた。感	鐘巖論文は、1996 年 9 月 23 日付産経新聞にこの点に関する記事が掲載されたことを紹介の上、次のように反論。 この「感謝状」はまったく根拠とするに足りない。なぜならば、1895 年に日本が不平等な下関条約によって中国

	また、1953 年 1 月 8 日人民日報記事「琉球諸島における人々の米国占領反対の戦い」においては、琉球諸島は尖閣諸島を含む 7 組の島嶼からなる旨の記載があるほか、1960 年に中国で発行された中国世界地図集では、尖閣諸島が沖縄に属するものとして扱われています。	謝状のなかには、尖閣諸島がはっきりと日本の領土として記述されていた。	台湾省を覇権的に占領し、その前に釣魚島を盗み取ったものであるが、釣魚島は台湾の付属島嶼でもあって、この状態は 1945 年に日本が敗戦して投降するまで続いた。したがって、この期間中のいわゆる「感謝状」における記述は、日本の台湾に対する覇権的占領という状況のもとにおける一定の人々における認識を反映したに過ぎず、これをもって釣魚島が日本の「固有の領土」であることを証明するものとすることはできない。 日本では、中国が出版した地図においてもかつて「尖閣列島」としたり、釣魚島を示さなかったりの例もあり、これをもって日本が領有主権とする根拠とするものもいる。中国の歴史地図上では、清朝時代には釣魚島を「釣魚台」としたことがあり、台湾では今もそうしている。日本軍の占領期における中国で出版された地図では、釣魚島は「尖閣列島」と変えさせられたり、
--	--	---	--

			名前をつけなかったりということがあり、例えば当時の上海『申報』が出版した『新地図』はその例である。戦後から中華人民共和国が成立して以後の一時期に印刷された中国の地図でも、それまでの例にしたがったものや影響を受けたものもある。例えば、『中国分省地図』の1956年第一版及び1962年第二版は、末尾に、(対日)抗戦期または(中国)解放前の申報地図の図に基づいている、という説明が加えられていた。以上に述べた日本軍占領中の歴史的原因により、釣魚島にかかわる中国地図の記述については必ずしも同じではないところを生んでいる。これらは、近代中国の半植民地の歴史の痕跡であり、日本が釣魚島などの島嶼に対して主権を有することを証明するものではあり得ない。 (以上、鐘巖論文)
--	--	--	---

(注 1)

「法院論文」：2010年9月15日に「中国法院網」に掲載された周志堅及び肖嘉共同執筆論文「关于钓鱼岛问题的国际法思考」

「鐘巖論文」：2004年3月25日に中国外交部スポークスマンが記者会見で尖閣問題について質問された際に、話すと長くなるからと前置き

の上、紹介した 1996 年 10 月 18 日付け『人民日報』に掲載された鐘巖署名論文『論釣魚島的主権的帰属』

(注 2)

アメリカ政府の尖閣（釣魚）の領土的帰属に関する立場は、いずれの立場をも支持することを明らかにしない中立。

○国務省クローリー次官補のクリントン・前原会談後の記者会見での発言（9 月 23 日）

（問）両者の間の対話を勧奨するだけでなく、アメリカが両者に働きかけるという可能性は？ アメリカが調停者の役割に入り込むのか？

（答）我々は、調停そのものはしていない。我々は特定の役割を担うことを請われていない。...我々の感触では、長期的な地域的インパクトを持つまでに事態がエスカレートすることは双方が望んでいないし、それは正に我々の見解だ。そういう認識は、今週我々が日本及び中国と行ったさまざまな議論でも明らかだった。...

（問）どちらかの側が間違っているとか正しいとか考えるか。

（答）我々は、尖閣の主権に関しては立場を取らない。したがって、起こったことに関して異なる解釈の余地があり得ると認識している。...

（問）軍事的エスカレーションの心配は。

（答）そういう可能性があるとは考えていないし、そういうレベルにまでなっていくことは決して望んでいない。...地域にとってはより大きな原則問題もある。国務長官がヴェトナムで述べたように、我々は、航行の自由という原則問題に関心がある。

（問）日本側の取っている法的手続きは妥当と考えるか。

（答）いま行われている法的手続きの分析をしようとは思わない。私が言うことは、外相は彼らが問題をどう見ているかについての見解を提供したということ、...我々は日本側の立場に留意している、ということだけだ。

○在沖縄グリーン米総領事の沖縄タイムスインタビュー（9 月 30 日付）での発言

（問）尖閣は安保の適用対象範囲か。

（答）米側は 72 年に沖縄を返還した時から、尖閣諸島は安保条約の対象内にあると認識している。

（問）日本政府は「東シナ海に領土問題は存在しない」との見解だが、米政府は。

（答）領土の日中間の相違点について、米側は特定の立場に立たない。外交ルートで二国間で解決することを期待している。

（問）中国海軍の近代化を米国は気に掛けている。

（答）尖閣問題は漁船と日本の捜査機関の問題。中国の軍事近代化について、米政府はこの地域の公海の自由などに関心がある。

（問）復帰前、尖閣は USCA（米国民政府）の管轄下で米軍が射爆撃場として使用していた時に領有権問題は起こらなかった。

（答）訓練はしていた。興味のある話だが、基本的にこの地域で日中関係を悪化する必要はない。将来の 50 年も過去と同じように平和的な環境下での経済活動、交流が望ましい。今回の事件で悪化は避けたい。

（問）尖閣問題における在沖米軍の役割は。

（答）軍事的な解決は予想しない。基本的に外交ルートで解決することを期待する。